

Ⅱ 換価の猶予

1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①～⑤の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 納付すべき市税を納期限のとおりにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（※1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から12か月以内に「換価の猶予申請書」が霧島市役所収納課第3グループに提出されていること
- ⑤ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

- ※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を納期限のとおりにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を納期限のとおりにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。
- ※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、申請者がその市税を優先的に納付する意思を有していること霧島市長が認めることができることをいいます。
- ※3 次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。
- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
 - ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
 - ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供できるとされている種類の財産がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間に限られます。

換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

- ※ 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に霧島市役所収納課第3グループに延長の申請をすることにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のために必要な書類

換価の猶予の申請をする場合、次の書類を提出します。

猶予を受けようとする金額	
100万円以下の場合（※1）	100万円を超える場合（※1）
<input type="radio"/> 換価の猶予申請書	<input type="radio"/> 換価の猶予申請書
<input type="radio"/> 「その他の財産収支状況書」	<input type="radio"/> 「財産目録」 <input type="radio"/> 「収支の明細書」
	<input type="radio"/> 担保の提供に関する書類（※2）

- ※1 申請時点で未確定の延滞金は含みません。
ただし、猶予期間中に発生した延滞金がある場合には、ご納付いただくこととなりますので申請書の分割納付計画に延滞金の納付について記入します。
- ※2 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは霧島市役所収納課第3グループまでお問い合わせください。
担保を提供する必要がない場合には提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

霧島市役所収納課第3グループで、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話等により補正をお願いします。霧島市役所収納課第3グループから補正通知書が送付された場合、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

霧島市役所収納課第3グループで、職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」と納付書が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付します。

猶予期間中の延滞金はその2分の1に相当する金額又は全額が免除の対象となります。

なお、霧島市役所収納課第3グループでの審査の結果、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。

このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき。
- ② 申請者について滞納処分、強制執行、破産手続などの強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために霧島市収納課第3グループの職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避（きひ）したとき。（※1）
- ④ 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※2）

※1 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には行動や言動で検査を承諾しない場合検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※2 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたときなどが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることや猶予期間が短縮されることがあります。

換価の猶予の取消しの場合は、弁明をすることはできません。

- ① 猶予を受けている者について、滞納処分、強制執行、破産手続などの強制換価手続が開始されたとき、法人である猶予を受けている者が解散したとき、猶予を受けている者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができない認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「徴収猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき。
- ③ 霧島市役所収納課第3グループが行った担保変更等の求めに応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき。（※）
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変更によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実）に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合は霧島市役所収納課第3グループへご相談ください。

8 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

既に納期限が到来している場合は、ただちに納付してください。